

議会議案第 4 号

奈良市議会基本条例の一部改正について

奈良市議会基本条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 7 年 6 月 1 3 日提出

提出者

奈良市議会 議会運営委員長

山 本 憲 宥

奈良市議会基本条例の一部を改正する条例

奈良市議会基本条例（平成２５年奈良市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

第１２条の見出し中「・議会報告会」を削り、同条第３項を次のように改める。

３ 議会は、議会の活動を市民に報告するとともに、市民と意見や情報を交換する場を設けるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会報告会について、その名称等を改め、より広い目的で開催することができるよう所要の改正を行おうとするものである。

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市議会基本条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1. 議会報告会に関する規定において、開催目的を実態に適合させるとともに、名称及び開催条件を廃止する。（第12条関係）
3 制定改廃 の理由	・議会報告会の開催目的、名称及び開催条件の見直しを行う。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	議会事務局 議事調査課
備考（予算措置、意見・問題点等）			

奈良市議会基本条例 新旧対照表

現行	改正案
(市民参画の促進・<u>議会報告会</u>) 第12条 略 2 略 3 <u>議会は、その説明責任を果たすため、少なくとも年に1回、議員全員の参加による議会報告会を開催するものとする。</u>	(市民参画の促進_____) 第12条 略 2 略 3 <u>議会は、議会の活動を市民に報告するとともに、市民と意見や情報を交換する場を設けるものとする。</u>